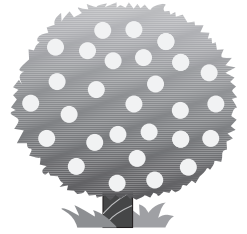


# 農業用廃プラスチック類の 適正処理について



## 1 適正処理について

農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下『廃掃法』）により排出事業者（農家）の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから、自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋設処分は『廃掃法』により禁止されています。

## 2 処理方法

資源として有効利用される再生処理を基本としますが、『廃掃法』で認められた埋立処分場での処理もできます。

## 3 再生処理のための回収日程及び処理料金

回収日	回収品目	回収場所	回収時間
6月25日	塩化ビニール 農ポリ系フィルム	農協野菜選果場 (益丸広域農道入口)	午前9時から 午後3時まで
8月20日	塩化ビニール 農ポリ系フィルム		
10月15日	塩化ビニール 農ポリ系フィルム		
12月10日	塩化ビニール 農ポリ系フィルム		

★日程は予定であり、気象等で変更になる場合があります。

処理料金	塩化ビニール	10円/kg	いずれも消費税別
	農ポリ系フィルム	30円/kg	

## 4. 回収できない物などを自ら埋立処分場で処理する場合

マニフェスト(管理票)の交付窓口 大崎町役場 農政課 ☎ 0994-76-1111(内線167)  
大崎町役場 野方支所 ☎ 0994-78-2111  
そお鹿児島農協 大崎支所 ☎ 0994-76-2116

※持参するもの 印鑑

## 守ろう生活環境！いかそう資源！

### 野焼きの禁止



#### 罰則

3年以下の懲役  
または300万円  
以下の罰金

### 山林などへの投棄の禁止



#### 罰則

5年以下の懲役も  
しくは1,000万円  
以下の罰金または  
これの併科